

琵琶湖敷地の占用許可基準に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者 滋賀県知事

琵琶湖敷地の占用許可基準（以下「基準」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、都市および地域の再生等のために利用する施設が占有することができる琵琶湖敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

高島市鶴川先一級河川琵琶湖の河川区域内で、白ひげ浜水泳場北部の別図に示す区域

(2) 指定年月日

平成 30 年 6 月 22 日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

ウォーターパーク（基準第 20 条第 3 項第 2 号に該当するイベント施設）およびこれと一体をなす施設（基準第 20 条第 3 項第 6 号に該当する施設）

(2) 許可方針

ア 占有期間は、7 月から 9 月までのうち 3 か月未満とすること。

イ 基準第 9 条の規定に基づき「琵琶湖敷地の占有方法の基準」に適合すること。

ウ 河川管理者（高島土木事務所長）が付した許可条件を遵守すること。

エ 自然公園法、滋賀県漁業調整規則、建築基準法、滋賀県琵琶湖等水上安全条例その他の関係法令を遵守すること。

オ 漁業権に基づく漁業の操業に支障のないよう配慮すること。

カ 監視員を適正に配置するなど、施設の利用について万全の安全対策を講じるとともに、事故が発生したときは、施設の利用をすぐに中止すること。

キ 周辺地域において降雨、強風、落雷、地震等に関する情報が発表された場合、施設を安全に利用できない恐れのあるときは、施設の利用を中止すること。また、台風が接近しているときなど施設が琵琶湖に流出する恐れのあるときは、施設を撤去すること。

ク 利用時間外に第三者によって施設が損壊等されないよう対策を講じること。

ケ 施設の利用に伴う騒音、交通渋滞、ごみ、迷惑行為等に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体において解決すること。

コ 占有期間終了後、「琵琶湖敷地の利用調整に関する高島市地域協議会」において、施設を設置したことによる効果、影響、課題等を検証のうえ、次年度の占有の是非について検討するものとする。

3 都市・地域再生等占有主体

有限会社藤丸（基準第 20 条第 4 項第 2 号に該当する事業者）